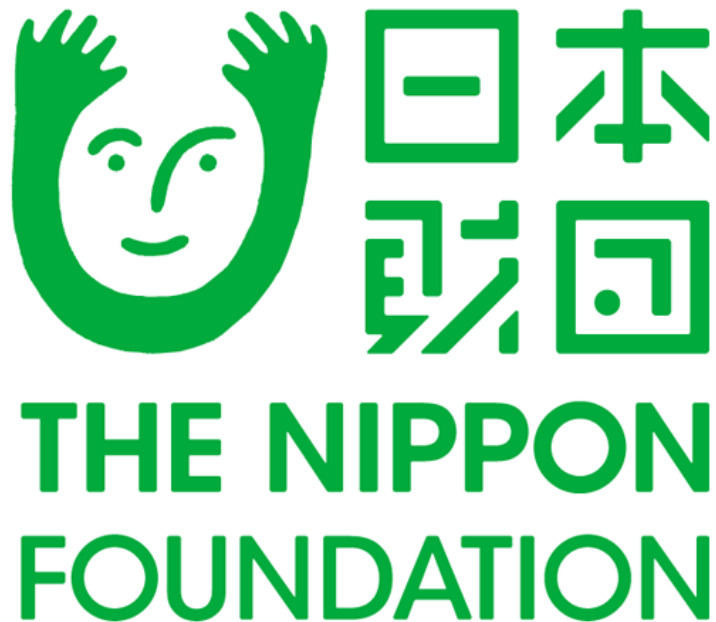


造船関係事業資金

災害支援資金

融 資 申 請 の 手 引 き

2018年度版



目 次

<事業者編>

募集要項	1
申込受付時期等	2
融資制度について	2
ご利用の手続き	3
災害支援資金 借入のしくみ	4
借入計画書の作成について	5
連帯保証関係書類	5
取締役会議事録記載例	6
災害支援資金の融資条件について	7
融資対象者	7
融資金の用途と融資対象設備	7
融資金の限度額	7
利率	8
償還期限と償還方法	8
提出書類	8
取扱金融機関	9
融資の決定	9
融資の申込受付	9
資金の実行	9
融資後の手続きについて	12
表示板の設置	12
完了報告書の提出	12
融資対象設備等の内容変更	12
完了期限の延長	12
融資金の繰上げ返済	13
組織変更、企業名変更等	13
所在地、代表者等の変更	13
融資申請のごあんない冊子について	13

＜金融機関編＞

融資内諾通知書の取扱について	18
貸付申込書の取扱について	19
金銭消費貸借契約証書の取り扱いについて	22
貸付金と融資金の償還方法について	24
融資実行報告書の提出について	24
繰上償還について	24
融資先の倒産など	24
融資残高報告書の提出について	24
融資取扱経費支給について	25
災害支援資金に関する確認書	26
災害支援資金融資取扱経費支給申請書	27
金融機関事務取扱要領について	29
お問い合わせ先	29

募 集 要 項

融資対象者	東日本大震災の特定被災区域(注1)において、被災造船業等集約化促進事業(注2)等の日本財団が認定した復興事業を行う中小企業者の造船関係事業者。
融資金の使途	造船関係事業の用に供する施設等の整備費用。
融資金の限度額	所要資金額(注3)の100%以内(総事業費の1/3以内)、1事業者40億円以内。
貸付利率(注4)	年0.1%
融資利率(注5)	年0%
取扱経費の給付	日本財団は、融資残高に対し年利1.6%相当を、融資取扱経費として、取扱金融機関へ給付する(年2回4月、10月)。
償還期限と償還方法	期間20年以内の割賦償還(年2回4月、10月)とする(当初の3年以上4年以内の据置期間あり)。
連帯保証(注6)	融資申込者は、金融機関が日本財団から当該資金を借り入れた金融機関の債務に対し、連帯保証を行う。
取扱金融機関による融資審査	金融機関は、融資申込者について審査を行い、融資申込者に対する融資内諾通知書(財団所定書式)を発行する。
融資申請の受付および日本財団による審査	融資申込者は、借入計画書(財団所定書式)に、取扱金融機関発行の融資内諾通知書を添えて、日本財団へ提出のうえ借入計画について説明を行う。
融資申込の受付時期	随時
融資の実行時期	申込受付の概ね2カ月後以降に資金交付可能
募集予定総額	96億3千万円

(注1)：特定被災区域とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成二十三年五月二日法律第四十号)第2条第3項に規定するものをいう。

(注2)：被災造船業等集約化促進事業とは、造船業等復興支援事業費補助金交付要綱(平成25年4月16日 国海産第13号)の第2条に規定する事業をいう。

(注3)：所要資金額は、被災造船業等集約化促進事業の補助事業者もしくは補助関係事業者にあつては、総事業費(融資対象となる設備費用等の額(消費税含む))から補助金等の交付金額を控除した金額を上限とする。

(注4)：貸付利率とは、取扱金融機関が当該資金を日本財団から借り受ける際の金利。

(注5)：融資利率とは、融資申込者が当該資金を取扱金融機関から借り受ける際の金利。

(注6)：連帯保証とは、金融機関の破綻等に備えて、融資申込者が金融機関の保証人になるという意味。

(注7)：運輸局の推薦状発行手続きは2018年度より廃止となり、運輸局への借入計画書(写)提出は不要になりました。

申込受付時期等について

*融資の申込は随時受付しています。

*資金実行予定日は、6月、8月、12月、3月の年4回です（日本財団が指定する日）。

*申込受付から資金交付まで概ね2カ月程度を要しますので、資金の必要時期にあわせてお申し込みください。

*申込から資金実行までの流れ

- ①借入計画書提出（事業者⇒日本財団へ提出）
 - ②貸付申込書提出（取扱金融機関⇒日本財団へ提出）
 - ③貸付決定通知（事業者および金融機関それぞれに通知）
 - ④資金実行（商工中金から取扱金融機関へ送金）
- ①から③まで約1か月、③から④まで約1か月です。

融資制度について

日本財団がボートレースの収益金によって行う「2018年度造船関係貸付事業」は、造船関係事業を営む方々に対し、設備の近代化・合理化に必要な「設備資金」、経営基盤の安定化に必要な「運転資金」などを長期・低利で融資する制度です。

この手引きでは、東日本大震災により被災した中小の造船関係事業者に対し、施設・設備等の復興のために必要な資金を、長期・無利子で融資する「災害支援資金」について説明しています。

融資の方法は、造船関係事業を営んでいる方々のお申し込みにより、融資を必要とする資金を当財団が金融機関に貸付け、貸付けを受けた金融機関がその資金を事業者の方々に融資するという仕組みで行われます。

融資を希望される方、ならびに取扱金融機関の方は、本冊子および金融機関事務取扱要領をよくお読み頂き、所定の書類をご作成のうえ、定められた期間内にご提出下さい。

ご利用の手続き

【相談】

まず金融機関に融資の相談をして下さい。日本財団への申請には金融機関が発行する「融資内諾通知書」が必要となります。

【お申し込み】

①事業者の方々は、所定の「借入計画書」（「融資内諾通知書」の添付が必要）、並びに「連帯保証関係書類」（履歴事項全部証明書・印鑑証明書・取締役会議事録等写・定款）を当財団へご提出下さい。＊連帯保証とは、金融機関の破綻等に備えて、申込者が金融機関の保証人になることです。

②金融機関は所定の「貸付申込書」及び「融資金の使途」を当財団へご提出下さい。
（なお、地方運輸局の推薦状発行は2018年度より廃止となりましたので、運輸局への借入計画書（写）の提出は不要です。）

【審査】

当財団での審査期間は受付後1ヵ月程度です。審査の結果、当財団から事業者の方々へ「決定通知書」により貸付金額・貸付条件等をお知らせ致します。

金融機関に対しては、株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工組合中央金庫」または「商工中金」という）を通じてお知らせ致します。

【ご融資】

①資金交付は、お申し込みから2ヵ月程度後から可能になります。

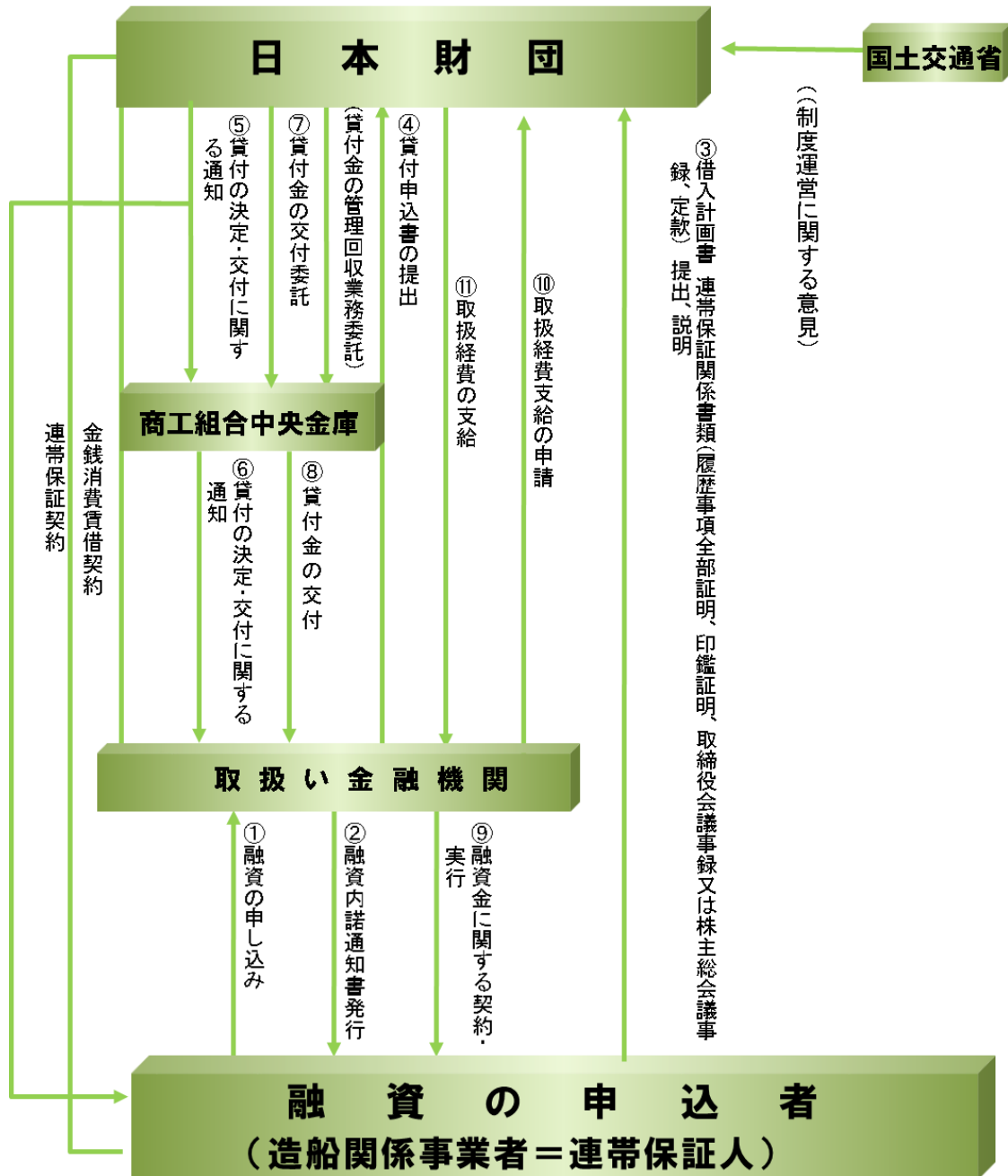
②資金交付の前に、金融機関が当財団より借入れる資金について「金銭消費貸借契約」を当財団との間で締結する際、金融機関の債務についての連帯保証契約を当財団との間で締結して頂きます。

③実行資金は商工組合中央金庫を通じて金融機関に送金させて頂きます。
送金を受けた金融機関から事業者の方々へ融資が行われます。

【ご報告】

所定の「報告書」を当財団へご提出下さい。

◆ 災害復旧支援資金 借入のしくみ図 ◆



* 貸付とは、日本財団と金融機関の間の金銭貸借を指します。
 * 融資とは、金融機関と申込者の間の金銭貸借を指します。

「借入計画書」の作成について

- ・当財団所定の「**年度災害支援資金借入計画書」書式をご使用ください。
- ・比較貸借対照表、比較損益計算書、資金収支要約表については、同じ項目が網羅されていれば別様式での代替でも構いません。
- ・書式用紙に直接記入、あるいは当財団のホームページから該当書式をダウンロードして入力等の方法でご作成下さい。

[URL] <http://www.nippon->

[foundation.or.jp/what/grant_application/downloads/shipbuilding_loan/](http://www.nippon-foundation.or.jp/what/grant_application/downloads/shipbuilding_loan/)

「連帯保証関係書類」について

当財団に対する金融機関の当該貸付金に係る債務についての連帯保証人の確認をさせていただきます。以下の書類が必要となりますので、あらかじめご用意下さい。

なお、「借入計画書」提出後に代表者・印鑑等を変更した場合は、履歴事項全部証明書・印鑑証明書を速やかにご提出下さい。ご提出のない場合、貸付けの実行が遅れたり、実行ができなくなる場合がありますのでご注意下さい。

「連帯保証関係書類」に整合性がない場合は書類不備となり、「借入計画書」を受付けることが出来ませんのでご注意下さい。

- ・ 連帯保証契約に係る取締役会議事録（写）、または株主総会議事録等（写）
- ・ 履歴事項全部証明書：資金実行予定日より3ヵ月以上前に発行されたもの及びホチキスを外した跡があるような場合は差替えとなりますのでご注意下さい。
- ・ 印鑑証明書：資金実行予定日より3ヵ月以上前に発行されたものは差替えとなりますのでご注意下さい。
- ・ 定款（写）：別に取締役会規則等の定めがある場合は添付して下さい。

《 取締役会議事録 》について

- ・ 作成にあたっては、会社法の規定に従って下さい。記載例（P6）をご参照下さい。
- ・ 議事録には、経過の要領及びその結果（開会、提案、協議の要領と内容、閉会等）・決議方法（取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決議する）・署名押印（出席した取締役及び監査役全員）を行って下さい。

《 株主総会議事録 》等について

- ・ 個人、事業協同組合、合同会社、株式会社で取締役会非設置会社など、株式会社の取締役会に相当する機関が無い場合は、株主総会議事録等で代替していただく必要がありますが、具体的な書式については、P29 記載の日本財団海洋事業部貸付チームあて電話等でご相談のうえ対応してください。

* 提出の際には原本証明を行って下さい。原本証明は印鑑証明登録印をご使用下さい。

* 議事録等が複数枚になる場合は、割印が必要となります。

取締役会議事録記載例

1. 日 時 ○○○○年4月1日午前9時00分
1. 場 所 神奈川県小田原市城内1丁目1番1号本社会議室
1. 出席者 取締役総数5名 出席取締役4名
 監査役総数2名 出席監査役1名

上記のとおり出席があり、取締役会は有効に成立したので、代表取締役社長甲野太郎が定刻議長席に着き審議に入った。

議案

「日本財団2017年度造船関係事業災害支援資金の融資」に係わる株式会社小田原銀行の借入に対する連帯保証契約の件

議長は、本議案を付議し、当社が融資を受ける予定の株式会社小田原銀行（以下、「小田原銀行」という）が公益財団法人日本財団（以下、「日本財団」という）から下記金員を借入れるにあたって、日本財団の貸付業務規程により、連帯保証を必要とすることから、当社が連帯保証人となる件について説明し、審議を求めた。

- ① 借入申込金額 ****万円（2018年度災害支援資金）
 *但し、保証金額は融資実行額とする。
② 利 率 年0.1％
③ 特 約

連帯保証であるが、主たる債務者である小田原銀行の経営が破綻した場合にのみ請求を受けるものである。また、本借入に係わる債権が日本財団が認めた営業譲渡により他の金融機関へ移転されても引き続き連帯保証を引き受けるものとする。

本件につき、専務取締役乙野次郎より、当社が小田原銀行から融資を受ける必要性及び日本財団の貸付制度における連帯保証条項などについて説明があり、慎重に審議した結果、当社において融資を受ける必要があり、他方、連帯保証に応じても小田原銀行の資力に鑑みて格別の不安がないと思われる等の理由により、当社に対する融資が決定した場合には、決定した貸付金に対し当社は日本財団の貸付業務規程を遵守することとし、出席取締役全員一致をもって本議案を承認可決した。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は午前9時30分閉会を宣した。以上の結果を明らかにするために、本議事録を作成し、出席取締役及び監査役は次に記名押印する。

議長 代表取締役社長 甲野太郎 印
 専務 取締役 乙野次郎 印
 常務 取締役 丙野三郎 印
 取 締 役 丁野四郎 印
 監 査 役 戊野五郎 印

本取締役会議事録（写）は原本と相違ありません。 年 月 日

神奈川県小田原市城内1丁目1番1号
小田原造船株式会社

代表取締役 甲野太郎 印（代表者印） ※印鑑証明書登録印をご使用下さい。

災害支援資金の融資条件について

1. 融資対象者

東日本大震災の特定被災区域において、被災造船業等集約化促進事業等の日本財団が認定した復興事業を行う中小企業者の造船関係事業者。

*特定被災区域とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成二十三年五月二日法律第四十号)第2条第3項に規定するものをいう。(別表1 (P. 10) 参照)

*被災造船業等集約化促進事業とは、造船業等復興支援事業費補助金交付要綱(平成25年4月16日 国海産第13号)の第2条に規定する事業をいう。

2. 融資金の使途と融資対象設備等

- ・東日本大震災で被災した船舶建造・修繕用の施設・設備等の復興整備で、別表2 (P. 11) に掲げるもの。
- ・被災造船業等集約化促進事業の補助関係事業者が融資対象者として融資を受け、その資金を補助事業者へ転貸する場合の転貸資金も含むものとする。
- ・施設・設備等の整備期間は、原則として2018年(平成30年)4月1日から2019年(平成31年)3月31日までの間に、(ア) 完成引渡を受ける、(イ) 最終代金の支払期日が到来する、のいずれかに該当するものです。

3. 融資金の限度額

- ・融資金額は所要資金額の100%を超えないものとし、総事業費の1/3以内とする。また、その額は1事業者につき300万円以上10万円単位で40億円を限度とする。
 - *被災造船業等集約化促進事業の補助事業者もしくは補助関係事業者にあつては、所要資金額は、総事業費(融資対象となる設備費用等の額(消費税含む))から補助金等の交付金額を控除した金額を上限とする。
 - *被災造船業等集約化促進事業の補助事業者および補助関係事業者以外の事業者にあつては、総事業費(融資対象となる設備費用等の額(消費税含む))の1/3を所要資金額とみなす。
- ・日本財団の通常の設定資金融資制度と災害支援資金融資制度の併用を希望する場合、両制度間の融資限度額の優先順位および融資限度額は次の①②の順で算出した額とする。
- ① 災害支援資金
総事業費(融資対象となる設備費用等の額(消費税を含む))の1/3以内
 - ② 通常の設定資金

総事業費（融資対象となる設備費用等の額（消費税を含む））から①の災害支援資金融資額を控除した金額の80%以内

- ・日本財団の通常の設備資金融資との併用を希望する場合は、事前にP32記載の日本財団海洋事業部貸付チームあて電話等でご相談下さい。

4. 利率

融資金の利率は、年0%とする。

5. 償還期限と償還方法

償還期限：3年以上20年以内とします（うち当初の3年以上4年以内の据置期間があります）。

償還方法：原則として毎年4月15日と10月15日の6ヵ月毎の割賦償還とします。

6. 提出書類

- (1) 会社経歴書または会社案内（組合の場合は定款）
- (2) 災害支援資金借入計画書
- (3) 直近3カ年の決算報告書（製造原価及び販管費明細を含む）又は確定申告書（写）
- (4) 災害支援資金融資内諾通知書（P.18）
- (5) 所轄の地方運輸局長の推薦状（地方運輸局から当財団宛に直接提出されます）
- (6) 貸付申込書（金融機関から当財団あて直接提出する）（P.20）
- (7) 企業全体の施設配置図

施設が分散しているときは計画設備を設置する場所の施設配置図。なお、今回申請する設備とそれ以外の設備との区分を全体図中で明示してください。

※ <連帯保証関係書類>（「借入計画書」作成について参照 P.5）

- (8) 連帯保証契約に係る取締役会議事録など（原本証明を付した写）
- (9) 履歴事項全部証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 定款（別に取締役会規則等の定めがある場合は添付）
- (12) その他日本財団が必要と認める資料等

施設等の建築の場合

- (13) 建築工事費見積書（写）、建築請負契約書（写）及び工事費明細書（写）
- (14) 図面
敷地図、配置図、平面図、立面図
- (15) 建築確認通知書（写）又は建築工事届通知書（写）

設備・機器等の整備の場合

- (16) 価格見積書（写）
- (17) 契約書（写）または注文請書（写）
- (18) カタログまたは仕様書

*融資を受ける者が、被災造船業等集約化促進事業の補助事業者である場合は、上記（1）～（12）のうち（1）（2）（3）については、補助関係事業者についても提出してください。

ただし、（3）災害支援資金借入計画書の2．設備計画の概要から6．融資申込受付登録票については、補助関係事業者分は作成不要です。

7. 融資取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫（注）、または沖縄振興開発金融公庫の代理店となっている銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社日本政策投資銀行、商工組合中央金庫に限ります。

（注）株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業の代理店となっている金融機関。

8. 融資の決定（予定）

当財団は借入計画書、融資内諾通知書、貸付申込書などを審査のうえ融資を決定します。融資決定者には直接当財団から、また融資取扱金融機関には当財団の貸付業務の委託先である商工組合中央金庫を経由して通知いたします

9. 融資の申込受付（借入計画書の提出期限）

- 4月締切：2018年（平成30年） 4月20日（金）
- 7月締切：2018年（平成30年） 7月4日（水）
- 10月締切：2018年（平成30年） 10月17日（水）
- 1月締切：2019年（平成31年） 1月17日（木）

10. 資金の実行（予定）

- | | | |
|---------------------|-----------|---------------------|
| 4月締切分：2018年（平成30年） | 6月22日（金） | 据置期間：3年3カ月、又は3年9カ月 |
| 7月締切分：2018年（平成30年） | 8月24日（金） | 据置期間：3年1カ月、又は3年7カ月 |
| 10月締切分：2018年（平成30年） | 12月10日（月） | 据置期間：3年4カ月、又は3年10カ月 |
| 1月締切分：2019年（平成31年） | 3月8日（金） | 据置期間：3年1カ月、又は3年7カ月 |

<別表1>

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年五月二日法律第四十号）

第2条第3項の特定被災区域

青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

<別表2>

融資対象の施設・設備等

No	施設等の種類	施設等概要	施設等の具体的内容
1.	船舶建造・修繕施設	船舶の建造又は修繕を行うための施設	
	①加工施設	船舶の建造又は修繕を行うための資機材の製造又は加工に必要な施設	新造船用工場、修繕船用工場、機械加工工場、木工工場、修理工場
	②船台、ドック	船舶の建造又は修繕を行う施設	船台、ドック、クレーン
	③品質高度化施設	船用機器の検査・分析等を行う施設	シールドルーム、航海計器試験設備
2.	岸壁、棧橋等の係留施設	船舶を係留するための施設	岸壁、物揚場、船揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋
3.	管理運営施設	船舶の建造又は修繕を適切に管理運営するための施設	作業棟（倉庫を含む）、機械棟、事務室（宿直室を含む。）、燃料保管施設、雑用水貯蔵施設
4.	ゴミ処理施設、便所、駐車場等の環境施設	造船所における環境整備のために必要な施設	ゴミ処理施設、便所、駐車場、休憩室、更衣室、通用路
5.	船舶建造・修繕関連運搬設備等	船舶建造又は修繕のために必要な運搬設備等	フォークリフト、ラフタークレーン、重量物運搬台車（専ら公道において利用することを想定したものを除く。）、作業船
6.	作業環境保全設備	作業環境保全のために必要な設備	路面清掃車、除雪車、除雪機、排水浄化設備、粉塵・塗料等飛散防止設備、オイルフェンス
7.	電気設備	電気を供給するために必要となる設備	受・変電設備、発電設備、配線設備
8.	津波被害軽減施設等	津波被害等から避難するための施設等	津波避難施設、電気設備等高所設置用構造物、津波救命艇

9.	1.から 8.までの附帯施設・設備	上記施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するもの	
----	-------------------	-----------------------------	--

融資後の手続きについて

(1) 融資対象施設・設備の表示について

ボートレース資金が造船関係事業の振興に有効に使われていることを一般に周知して頂くために、当該施設・設備が日本財団のボートレース交付金融資施設・設備であることを以下の表示例を参考に明確に表示して下さい。なお、「完了報告書」のご提出の際に、写真を添付して下さい。

<表示例>

● 建物又はこれに準ずる構築物及び船舶

当財団からお送りする所定の表示板（タテ405mm・ヨコ405mm・厚さ10mm）を以下の場所に固定掲示して下さい。

建物：正面玄関等

船舶：操舵室付近等の内部

● 機器類

当財団からお送りする所定のシールを目に触れやすい場所に貼付して下さい。

シール大 タテ・ヨコ230mm、シール中 タテ・ヨコ110mm、シール小 タテ・ヨコ70mm

(2) 完了報告書の提出について

● 完了後1ヶ月以内に「融資対象設備の完了報告書」（P. 14）を提出して下さい。ただし、融資実行後に提出して下さい。

● 完了日は以下によります。

建築：建築基準法による検査済証を受領した後の建物引渡日

機器：納品検収日

(3) 融資対象設備内容の変更について

● 対象設備の内容を変更しようとする時は、あらかじめ当財団に変更の内容を説明して下さい。変更は認められない場合がありますのでご注意ください。

● 当財団が変更理由・内容を認めた時は、「融資対象設備の変更届」を提出して下さい。

(4) 融資対象設備の完了期限の延長について

● 天災地変その他の事情で年度内に完了できなくなった場合は、変更申請の手続きについて、あらかじめ当財団に延長の内容を説明し、指示を受けて下さい。

● 完了期限の延長をしようとする時は、「融資対象設備の完了期限延長届」を提出して下さい。

《その他》

償還が完了するまでの間において、変更等があった場合は以下の手続を行って下さい。

（１）融資金の繰上償還

● 繰上償還をする場合は、金融機関と協議を行って下さい。繰上償還は、金融機関から当財団へ電話連絡で協議後、所定用紙の届出となります。その際、当財団から事業者の方へ電話連絡にて確認をさせていただきます。

● 繰上償還は、原則として毎月2日と15日（休日の場合は翌営業日となります）とさせていただきます。ただし、4月2日及び10月2日は定期償還の事前準備のため取扱いは出来ません。なお、定期償還日と同日の繰上償還は可能です。定期償還を実施後の残元本を繰上償還することになります。

● 事業者の合併・営業譲渡の場合は、原則として全額繰上償還となります。

（２）組織変更（例：個人→合同会社・株式会社，有限会社→株式会社）または企業名称の変更等

● 変更届の手続きは、取り扱い金融機関に行ってください。当財団に対しては、あらかじめ電話連絡を行ってください。

● 届出文書の様式は任意ですが、新・旧の名称、変更の時期を記入して下さい。履歴事項全部証明書（1通）を添付して下さい。

組織変更の場合は、債務の引継ぎを議決した総会等の議事録（写）を添付して下さい。

（３）所在地・代表者・電話番号等の変更

葉書・ファックス等の文書で速やかに当財団へ届出を行ってください。

（４）その他

金融機関の債務保証をする連帯保証人として、財産・経営・業務の現況に重大な変化が生じた時、または生じる恐れがある場合は、速やかに当財団へ報告を行ってください。

（５）融資申請のごあんない冊子について

「災害支援資金貸付」の融資申込および融資後の手続きにあたって、この手引書に記載のない事項については、当財団が別途定めている「2018年度造船関係事業資金融資申請のごあんない」をご参照いただき、不明の場合は裏表紙記載の日本財団海洋事業部貸付チームあて電話等でお問合せ下さい。

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

所在地
事業者名
代表者氏名

印

2018年度災害支援資金融資 対象施設・設備等の完了報告書

標記について、下記のとおり設備が完了したので、別添必要書類を添えて報告いたします。

記

1. 施設・設備等の内容 別表No. 1のとおり
2. 支払状況等一覧表 別表No. 2のとおり

添付書類

1. 完成写真（2枚）
1枚目は設備全景写真を、2枚目は当財団から送付する融資対象設備のシールもしくは表示板の設置箇所の写真を任意の台紙に貼付し、下部に設備の名称を記入して下さい。
2. 最寄り駅から貴社（設備の設置場所）への地図
3. 当該対象設備に係る固定資産台帳（写）
4. 請求・領収書（写）
施設等の建築の場合（別表P. 16～17）
5. 検査済証（写）
6. 引渡書（写）
7. 登記簿謄本
設備・機器等の整備の場合（別表P. 16～17）
8. 納品書（写）
9. その他、公的な証明書（例：クレーン検査証等）（写）
 - ①対象設備がすべて完了した場合、完了後1カ月以内に完了報告書を提出して下さい。
 - ②設置場所には本社工場、〇〇工場等と記入して下さい。
 - ③完了報告書が提出されてから、全ての事業者を対象に書面確認を実施します（当財団が必要と判断した場合においては、当財団の職員が貴社等へ出向いて設備の確認を行います）。

別表 No.1 施設・設備等の内容

事業者名 () No. 1

施設・設備名	数量	型式および仕様	製作所名	設置場所	実際所要資金額	完了年月日	記事

* 記入項目が網羅されていればワープロ等で適宜に加工して横長スタイル等で作成しても構いません。

別表 No.2 支払状況等一覧表

事業者名

No. 2

設備名	数量	実際所要資金額 (円)				工事期間		固定資産台帳 記載年月日	備考
		支払先	支払月 日	支払金額	支払方法	着工年 月日	完了年 月日		
									契約年 月日等

* 記入項目が網羅されていればワープロ等で適宜に加工して横長スタイル等で作成しても構いません。

取扱金融機関の皆様へ

(このページ以降は、金融機関の皆様向けの説明です)

【1】融資内諾通知書の取扱について

1. 融資内諾通知書は、金融機関が作成して、事業者へ交付し、事業者が「借入計画書」に添付して当財団へ提出していただくものです。

(融資内諾通知書)

災害支援資金融資内諾通知書

当行は、日本財団（公益財団法人日本財団）定款第4条第1項第3号に掲げる貸付けの業務の方法に関する規程による造船関係事業災害支援資金の貸付けを受けたときは、融資先 _____ に対し、下記金額を融資することを内諾いたしましたので、ご通知申し上げます。

記

一金 _____ 円也

_____ 年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

金融機関の

郵便番号 _____

住 所 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ ㊟

- (注) 1. 本通知書の発行者名は、支店代表者でも構いません。
2. 本通知書は金融機関で記入して下さい。
3. 本通知書は、事業者が提出する借入計画書に添付が必要です。

【2】貸付申込書の取扱について

「貸付申込書」は金融機関から提出頂く書類ですが、事業者が提出する借入計画書に添付する「融資内諾通知書」と併せてご準備頂いても結構です。

「貸付申込書」のご提出がない場合、貸付実行ができなくなりますのでご注意ください。

●連帯保証人

「連帯保証人（予定）」には、事業者名・代表者名をご記入下さい。

●据置期間

3年以上4年以内の据置期間を必ず設けることとなっています。

●借入希望日

「申込受付時期等について」（P.2）で予定する資金実行予定日を記入して下さい。

●償還期限

貸付金と融資金の償還期限は同日にして下さい。

●貸付条件

貸付条件、融資内容等の記入方法は後記【3】記載の金銭消費貸借契約証書の記入方法に準じて記入して下さい。

(貸付申込書)

年 月 日

公益財団法人 日本財団

会長 笹川 陽平 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

2018年度造船関係事業 災害支援資金 貸付申込書

貴財団の定款第4条第1項第3号の規定により、下記のとおり融資に必要な資金の貸付けを受けたいので、別紙必要書類を添えて申込いたします。

記

1. 貸付申込額 金 円
2. 貸付の条件
 - (1) 利率 年 0.1パーセント
 - (2) 償還期限 年 月 日
 - (3) 据置期間 年 カ月
 - (4) 償還方法 据置期間満了後毎年4月15日および10月15日の定期日に割賦償還し、期限に完済する。
 - (5) 利息の支払方法 毎年4月15日および10月15日の定期日に当日までの分を後払いし、最終の支払いは貸付金の償還期限に支払う。
3. 融資の内容
 - (1) 融資先
 - (2) 融資額 金 円
 - (3) 融資金の使途 別添「融資金(災害支援資金)の使途」のとおりとする
 - (4) 融資の条件
 - (イ) 融資金の利率 年 0.0パーセント
 - (ロ) 融資金の償還期限 年 月 日
 - (ハ) 融資金の据置期間 年 カ月
 - (ニ) 融資金の償還方法 据置期間満了後毎年4月15日および10月15日の定期日に割賦償還し、期限に完済する。
 - (ホ) 利息の支払方法 毎年4月15日および10月15日の定期日に当日までの分を後払いし、最終の支払いは融資金の償還期限に支払う。
4. 貸付金の借入希望日
5. 貸付金の取扱店
6. 連帯保証人(予定) (融資先)
7. 本貸付申込者及び連帯保証人は、金銭消費貸借契約証書第2条第2項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

金融機関コード _____

(融資金の使途)

金融機関名 _____

金融機関コード _____

融資金（災害支援資金）の使途

番号	施設等の種類	施設等概要	施設等の具体的内容	金額（円）

* 本表は金銭消費貸借契約証書に綴じ込んで使用しますので、簡潔明瞭に要約して記入してください。

【3】金銭消費貸借契約証書の取扱および記入方法について

- 1.金融機関が当財団より借入れる資金について、金融機関から当財団宛に、当財団所定の金銭消費貸借契約証書を差し入れていただきます。
- 2.取扱金融機関が日本財団へ差し入れる金銭消費貸借契約証書には、融資申込者による連帯保証人欄への署名捺印が必要です。
- 3.金銭消費貸借契約証書は資金実行の 7 営業日前までに日本財団の代理店である商工組合中央金庫の取次店へ提出していただきます。
- 4.金銭消費貸借契約証書には、この手引書記載の①「融資金の使途」、(p.21) ②「元利金支払内訳表」、(p.23) ③「災害支援資金に関する確認書」、(p.26) を、①②③の順に綴じ込み、継印をして下さい。
- 5.金銭消費貸借契約証書に添付する「融資金の使途」、「元利金支払内訳表」、「災害支援資金に関する確認書」は、商工組合中央金庫から送付する貸付決定交付一覧表と一緒に同封されたものを必ず使用して下さい。(印字されている金額等内容確認のうえ)
- 6.貸付実行予定日時点で 3 カ月を経過しない、金融機関の印鑑証明書、商業登記簿抄本、を添付して下さい。(金銭消費貸借契約証書 1 通毎に各 1 通)
- 7.金銭消費貸借契約証書前文 2 行目の造船関係事業 資金の空欄部分には災害支援と記入して下さい。
- 8.第 1 条 (借入要項) の記載方法について
 - (1) の金額と (6) (イ) の融資額は同額です。
 - (3) の利率は 年 0.1 パーセントと記入して下さい。
 - (6) (ハ) の 融資金の利率は 年 0 パーセントと記入して下さい。
 - (6) (ニ) の 融資金の償還期限は、貸付金の償還期限と必ず合わせ、4 月 15 日または 10 月 15 日の定期日で設定して下さい。(借入日から 20 年以内となるように)
 - (6) (ホ) の 融資金の据置期間は貸付金の据置期間と同じです。○年○カ月と記入して下さい。(1 カ月未満切り捨て)
 - (6) (ヘ) の融資金の償還方法は割賦償還 (印刷済) として下さい。

【4】貸付金と融資金の償還方法について

- (1) 融資金の償還方法は、貸付金の償還方法と同じです。
- (2) 貸付金の償還方法は、据置期間については定期償還を6回～7回据え置く長さで、据置期間終了後の、毎年4月15日および10月15日の定期日に割賦償還を開始し、期限に完済とします。(貸付金の具体的な償還額の計算方法等は別冊の事務取扱要領p5の記載に従ってください)

(例1) 2018年6月22日実行 第1回償還日:2021年10月15日 据置期間:3年3カ月

(例2) 2018年6月22日実行 第1回償還日:2022年4月15日 据置期間:3年9カ月

- (3) 貸付金の償還期限は貸付実行日から20年以内の、4月15日または10月15日の定期日に合わせて設定してください。

【5】融資実行報告書の提出について

金融機関の融資実行日は原則として財団の貸付実行日と同一日とし(都合により同一日に実行できない場合は、可及的速やかに融資先へ融資を行い、遅くとも15日以内に融資すること)、融資実行日から7日以内に融資実行報告書(別冊事務取扱要領p.27第4号様式)1部を商工組合中央金庫の取次店に提出してください。

【6】繰上償還について

- (1) 繰上償還を行う場合は、別冊の事務取扱要領p.9記載の手順に従っていただきますが、毎年4月2日、10月2日は、定期償還および融資取扱経費支給の事前準備のため、繰上償還の取扱は出来ません。

【7】融資先の倒産など

融資先が支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てもしくは手形交換所の取引停止処分を受けたときあるいは事業を廃止したときは、原則として貸付金は全額繰上償還していただきます。

【8】融資残高報告書の提出について

金融機関は、毎年2回、4月15日及び10月15日現在(休日のときは翌営業日現在残高)で融資残高報告書(事務取扱要領p.28第5号様式)1部を作成し、金銭消費貸借契約証書記載の報告期限(30日以内)に拘らず、商工組合中央金庫の取次店に前者の場合は4月30日、後者の場合は10月31日(必着)までに提出して下さい。報告書の代表者氏名は金融機関の代表者とし、複数支店での取扱がある等で合計総括表を作成添付したときは、各葉への代表者押印は省略することができます。

【9】融資取扱経費支給について

当財団が金融機関に対して支給する融資取扱経費の支給方法及び計算方法は次のとおりです。

(1) 支給方法

- (a) 融資取扱経費は、金融機関からの申請に基づき、毎年4月15日、および10月15日までの分を当該日から30日以内に支給します。
- (b) 融資取扱経費の最終償還年までの各年4月、10月毎の支給予定金額は、「災害支援資金融資取扱経費支給予定表」（本手引書 p. 28）により、金融機関へお知らせします。（支給予定表は融資先毎に1通作成され、初回の支給申請提出時まで送付いたします。）
- (c) 金融機関は、「融資取扱経費支給申請書」（本手引書 p. 27、事務取扱要領 p. 35 記載）を毎年3月末日、および9月末日までに当財団へご提出下さい。
申請がない場合は、融資取扱経費は支給致しませんのでご注意下さい。
- (d) 融資取扱経費支給申請書の送付先は本手引書の裏面記載の問合せ先と同じです。
- (e) 融資取扱経費の支給申請があった場合に、当財団においてその申請が適当であると認めるときは、当財団は、届出済の「取引先要項届」（事務取扱要領 p. 33 第10号補助様式）による金融機関指定の預金口座へ代理店から振込扱いにて支給します。

(2) 計算方法

- (a) 融資取扱経費の計算方法は、年利計算法によるものとし、その期間が6月に満たない場合は、1年日割計算法によるものとします。
- (b) 融資取扱経費の円単位未満の端数は、切り捨てるものとします。ただし、融資取扱経費の金額が円単位未満の場合は、これを切り捨てるものとします。

(3) 計算式

(a) 年利計算法

6月の場合の融資取扱経費＝未償還元金×年1.6パーセント×1/2

(b) 1年日割計算法

6月に満たない場合の融資取扱経費＝未償還元金×日数/365×年1.6パーセント
(分母は閏年の場合も365日とします。)

(注) 融資取扱経費の支給日が、日本財団または金融機関の休日に該当したときは、支給日は、その休日の直後の日本財団及び金融機関双方の営業日とします。

(4) 確認書の提出

融資取扱経費の支給を受けようとする金融機関は、「災害支援資金に関する確認書」（本手引書 p. 26）に代表者印を押捺して、金銭消費貸借契約証書といっしょに日本財団の代理店である商工組合中央金庫の取次店へ提出して下さい。なお印紙（200円）の貼付と割印を失念しないようにして下さい（本手引書 p.24 の4参照）。

(災害支援資金に関する確認書)

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

所在地

名称

代表者氏名

実印

災害支援資金に関する確認書

当行は、貴財団に差し入れた 年 月 日付金銭消費貸借契約証書により、貴財団の貸付業務規程（以下「規程」という）に規定する「災害支援資金」を、貴財団から借り入れるにあたって、次の各条項にしたがうことを確約いたします。

第1条 貴財団から借り受けた「災害支援資金」に基づき当行が行う融資については、貴財団の「規程」附則3の二(8)に定める貸付金の運用基準に従って融資を行います。

第2条 貴財団の「規程」附則3の二(6)の定めに基づき、貴財団が当行に対して支給する融資取扱経費の支給率は、当行が貴財団から借受けた「災害支援資金貸付金」（延滞金を除く）に対し年1.6パーセントとします。

第3条 貴財団が当行に対して支給する融資取扱経費は、毎年4月16日から10月15日まで及び10月16日から4月15日までを計算期間とし、その額は、貴財団の「規程」附則3の二(7)により算出した額とします。

第4条 当行は、前条に定める計算期間毎に、当該計算期間の末日の属する月の前月の末日までに、当該期間に係る融資取扱経費の支給を貴財団へ申請いたします。

第5条 貴財団は、融資取扱経費の支給申請があった場合において、その申請が適当であると認めたときは、第3条に定める計算期間の末日から30日以内にこれを支払うものとします。

第6条 当行について、本確認書に定める各条項ならびに、次の各号のひとつでも該当した場合は、貴財団は融資取扱経費の支給を打ち切ることができ、また貴財団の請求あるときは、当行はすでに支給を受けた融資取扱経費の全部若しくは一部を返還いたします。

1. 当行が貴財団の「規程」附則3の二(8)に定める貸付金の運用基準(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の各号のひとつでも違反した場合。

2. 当行について貴財団の「規程」第7条第2項の所定の各号の事由のひとつでも生じた場合。

第7条 貴財団から借り受けた「災害支援資金」に基づき当行が融資を行った融資先について、支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てもしくは手形交換所の取引停止処分を受けたとき、あるいは事業を廃止したときは、原則として貸付金は全額繰上償還いたします。

以上

年 月 日

公益財団法人 日本財団 御中

住所

金融機関名

代表者名

印

災害支援資金」融資取扱経費支給申請書

金融機関名: _____

金融機関コード: _____

下記の貸付について、公益財団法人 日本財団 貸付業務規程 附則 3 の二(6)の規定に基づき 年 月 日から 年 月 日までの分の融資取扱経費支給の承認を受けたいので申請します。 (円)

貸付金の口座番号	融資の手方	貸付実行日	当初貸付金額	申請対象期間の貸付金未償還元金	融資取扱経費の支給申請額(消費税含)	財団使用欄
金融機関合計						

* 貸付金の口座番号は貸付決定通知で送付される元利金支払内訳表に印字されている口座番号です。

* 貸付決定通知後に送付する、災害支援資金融資取扱経費支給予定表(本手引書p.28)に記載の支給予定金額との一致をご確認下さい。

* 申請対象期間の途中で繰上償還等により未償還元金に変動があった場合は、上記予定表の金額ではなく、本手引書 p.25 記載の 1 年日割計算法で計算した額に消費税を加算した額を申請額として下さい。(消費税額の円単位未満は切り捨て)

* 貸付金に延滞がある場合は(融資金の延滞の場合ではなく)、申請があっても支給は致しません。

金融機関名 _____

金融機関コード _____

災害支援資金融資取扱経費支給予定表

事業者名 _____

事業者コード _____

貸付金の口座番号 _____ (円)

取扱経費支給基準日 (年月日)	貸付金の未償還元金	融資取扱経費の額(A)	消費税額(B)	融資取扱経費支給予定金額(A)+(B)
****年 4 月 15 日				
****年 10 月 15 日				
****年 4 月 15 日				
****年 10 月 15 日				
合計				

(注)

- * 本予定表は貸付金の償還終了時まで保存してください。
- * 貸付期間中において、貸付金の繰上返済や貸付金の延滞等があった場合、あるいは消費税率に変更があった場合は上記金額とは異なります。
- * 消費税額の円単位未満は切り捨てです。

【10】事務取扱要領について

「災害支援資金貸付制度」に係る取扱金融機関における事務の取扱にあたっては、この手引書の他、当財団が定めている 2018 年度造船関係事業資金貸付制度事務取扱要領に従って処理していただく必要がありますので、必ず別冊の事務取扱要領をご確認の上お取扱下さい。

<金融機関向け事務取扱要領の主な記載事項>

- ・貸付実行 P.7～8
- ・貸付金の回収（約定償還、繰上償還、など） P.8～9
- ・融資金の管理 P.9～10
- ・諸届・報告等 P.10～12
- ・貸付金の利息の支払方法及び計算方法 P.15
- ・主な書式見本
 - 金銭消費貸借契約証書 P.23～25
 - 融資実行報告書 P.27
 - 融資残高報告書 P.28
 - 繰上償還連絡書 P.31
 - 取引先要項届 P.33

お問合せ

日本財団 海洋事業部 貸付チーム

電話 03-6229-5142 (ダイヤルイン)

FAX 03-6229-5150

URL http://www.nippon-foundation.or.jp/what/grant_application/downloads/shipbuilding_loan/

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル

2018 年 4 月 1 日発行